

# 町村週報

( 町村の購読料は会費 )  
( の中に含まれております )

## 2337号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955  
発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円( 税、送料含む ) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>



陽だまり

### もくじ

活活政治随情

動物行動策動報想

山本会長が市町村合併問題で意見陳述「地本分権推進委員会ヒアリング」  
 人権教育・啓発の推進で緊急要望  
 東海地方集中豪雨・鳥取県西部地震災害復旧で緊急要望  
 平成十三年度環境庁予算概算要求  
 平成十一年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告  
 カプセルNOW & NEW  
 結(ゆい) 政策リーダー  
 茨城県桜川村長 飯田 稔  
 (15)(14)(13)(8)(6)(4)(3)(2)

### 閑話休題

都市は、管理・統制が大  
好きな人間の脳が造り出し  
た人工物である。その究極  
は、地下街のような自然の  
排除である。しかし、人間から自然  
を排除することはできない。それは  
文字通り空気や水を不可欠にしてい  
るといふ事実だけをいっているの  
ではない。自然は人体内にあり、そこ  
で練り上げられている生と死がある  
からである。体内の死の中で驚異  
なのは自殺死(アポトーシス)であ  
る。それは新芽のための落葉とそつ  
くりである。

### 都市人間を笑い飛ばす

なる。そ  
の人人々こそ

おびただしい細胞の死は、おびた  
しい細胞の誕生によって置き換えら  
れる。しかも、人体内には、これま  
たおびただしい微生物が、宿主と仲  
良く共存しつつ、それ自身の生と死  
を営んでいる。何千、何万年の間に  
築かれてきた、この関係は自然界の  
共生と同じ仕組みである。

都市人間の弱点は、自然の摂理と  
して、人間には必ず個体死が訪れる  
ことを知りつつ、それから眼をそむ  
け、内なる自然を排除できないのに、

都市という人工物の快適と便利の中

で、それが排除できるが如く、知ら  
ん顔をして暮らしていることであ  
る。そのような都市人間に未来があ  
るはずはない。  
それに比べれば、自然の中で、自  
然と共に生きている中山間地の人々  
のほうで、ずっと、人間の思うよう  
にならない自然を畏れつつ自然の恵  
みに感謝する心を忘れないですむ。  
都市が肥大してから中山間地の価値  
は低く見られてきたが、本来、未来  
のない都市のおごりが続くはずはな  
い。二十一世紀は中山間地の時代に

都市人間の生死を握っている。そう  
いう予感がする。法律がそう命名し  
て負のイメージを背負わされた過疎  
地の町村が、ひたすら国などに財政  
支援を求めて頭を下げ続けることを  
なんとかやめられないのであるとか。  
人工物に囲まれて安心して都市  
人間を笑い飛ばす思想を獲得できな  
いであろうか。農山村が減んだら都  
市は滅びるが、都市が減んでも農山  
村は滅びない。

(千葉大学教授・東京大学名誉教授

大森 彌)

### ●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集してい  
ます。四季折々の風物や行事など適当な写  
真がありましたらご寄贈下さい。(写  
真には題名、町村名を付けて下さい)  
なお、採否は当方に一任願います。  
送り先: 全国町村会・広報部

# 山本会長が市町村合併問題で意見陳述

## — 地方分権推進委員会ヒアリング —

全国町村会の山本文男会長（福岡県添田町長）は、十一月六日に開かれた地方分権推進委員会（諸井虔委員長）の市町村合併推進に関するヒアリングに出席し意見陳述を行った。

このヒアリングは、同委員会が合併推進方策の「意見」を十一月中にまとめたいとして各方面の意見聴取を行っているもので、この日のヒアリングには経団連や日本青年会議所等の代表も出席した。

山本会長の発言要旨は次のとおり。

### 山本会長 発言要旨

#### 1、原則論について

○現在進められている施策は、何のための合併なのかビジョンが見えない。ビジョン（目標）を明確に掲げるべき。

○合併というのは、外部から強要するものでなくあくまでも自主的なものであることが大前提。

○合併が自治体にとって有利な選択ならば、既に合併しているはず。

#### 2、合併の障害について

○過去の合併は、良い結果をもたらしていない。合併した旧村のインフラ整備は未だに継続中である。

○合併により繁栄するのは中心部だけで、周りは疲弊が進行し手が着けられないという状況は全国的な傾向であり、三十年代の合併の弊害で

はないか。

○法的な措置の点にも障害がある。合併特例法の定める十年間の交付税措置は、十一年目以降の減額を意味するものである。

#### 3、地方分権との関係について

○今回の地方分権改革にも大きな期待をかけていたが、実務において大きな隔たりがあることが分かった。

○出発点としてはあまりにも小さな分権ではなかったか。合併しても明るくなるという期待が持てない気がする。

○分権委員会に対しては、町村への更なる分権をお願いしたい。

それが、町村合併のインセンティブにもなると思う。

○中央省庁再編など、新しいことへの対応が必要だが、地方の国の出先機関については、分権に逆行した複雑化の傾向を感じる。

○許認可などについて、出先機関に求めるものと中央に求めるものと分けた考え方で準備が進められているようだ。戸惑うこともありうるので、事務が煩雑にならないよう是非ともお願いしたい。

○税財源問題については、分権に対して熱意に燃えている我々の期待に添えていただくためにも、早く方向を示してもらいたい。

○交付税の機能も重要であり、これらの姿がはっきりしないと合併の障害にもなる。

#### 4、住民投票制度について

○合併の一つの手段としての住民投票は考えられるかと思うが、これを法制化することには賛成できない。

○その理由は、事の善悪とは別に行政に反感を持つ人による、住民投票の濫用・悪用の弊害が懸念されるからである。

#### 5、市制要件の緩和について

○まず、市に「昇格」という言葉を施行する点に疑問を持つ。

○三万人を超える町村は一七団体系あり、中には五万人を超える村もある。

○三万人で市になるところと、現在

三万人以下で市なっているとをどう考えるのか、矛盾を感じる。

#### 6、数値目標について

○現在、言われている一〇〇〇などというような数値の根拠は何なのか。

○一〇〇〇になるとどういう地方自治体が出来上がるのか、ビジョンが示されていない。

○我々は合併に反対しているわけではないが、町村がゼロになってはいけない。

○国土の七割を占める町村は、山を維持し、緑を守り食料を作っている。

○市町村の適正な数はいくつなのか考える必要がある。

○ただ単に合併だけを推進してもうまくいかない。

#### 7、質疑応答

Q 町村の行政需要が増えても現状以上に交付税を増やすのは困難だと思つが、どうすればよいと思つるか。

A 交付税なしに自立するのは無理である。合併をやるなら県からやるべきである。これから手を着けないと地方の再編成などできるものではない。

・福岡県は人口が五〇〇万人あるが隣の県は七〇万人と福岡市の半分しかない。

・そういう県が福岡県と同じことをできるはずがない。地方というのは千差万別であり格差が大きすぎる。したがって、県を含めた再

活 動

全国町村会

人権教育・啓発の推進で緊急要望

全国町村会は、十月二十日の常任理事会で人権教育・啓発の推進についての要望を行うことを決定し、十月三十日に山本文男会長(福岡県添田町長)が自由民主党の岩崎純三地域改善対策特別委員長に「人権教育・啓発推進のための法律制定についての緊急要望」を行ったほか、同委員会の各副委員長及び法務省、総務庁、自治省等に同要望書を提出した。

この緊急要望は、わが国において不当な差別や人権侵害が依然として存在しており、特に最近ではインターネットを利用した差別事象が発生していることなどから法的措置が必要であるとして、時期臨時国会での法律制定を求めたものである。

人権教育・啓発推進のための法律制定についての緊急要望

二十一世紀は「人権の世紀」と言われ、一九九四年の第四九回国際連

編により税の偏在を解消しないかぎり自立は難しいと思う。  
 ・市町村格差があるのは仕方ないが、そこに住んでいる住民に大きな市と小さな村とで法的に受けの利益に格差あつてはならない。介護保険の広域連合を作つたのもそういう考えによる。平等な負担をし利益を受けることが望ましい。

Q 国民の生活圏の拡がり小さな町村の行政区画とのギャップをどう考えるか。

A ・小さなところは小さいなりに必要な面がある。そういうところは

山間僻地が多い。山間を放棄すると、一番最初に災害が起こる。人が住んでいることによつて守られている。  
 ・したがつてそういうところが自立できる範囲内での合併、あるいは出張所のようなものを設けてみるなど、どうしても合併ができないようなところについてはそういう考えを示してみてもどうかと思う。

Q 合併すると中心部だけが反映するというのが、周辺部の過疎化は社会現象であり、必ずしも合併だけが要因とは言えないと思うがどう

考えるか。  
 A ・周辺が悪くなるという話は、自分の町の実例を話した。これは大変である。三十年間町長しているが最初から未だにインフラ整備を続けている。  
 ・農業が廃れ耕作放棄が進む現状ではいかんともしがたい。  
 ・観光地などは道路整備が進んでいるが、そつでないところはどうしようもない。こういうことが住民の合併への抵抗感となつている。

Q 住民投票の法制化は濫用の恐れがあると言つが、市町村長や議員

はある意味で利害関係者でありその点についてどう考えるか。  
 A ・住民投票はあつてもいいと思つたが、これは当事者がその時に判断すればよく法制化すべきことではない。法制化されていない現在ですら様々に行われている。  
 ・したがつてこれを法制化すると、行政に反対の意見を持つ人が他の問題でもやろうとする。当事者の努力に対して反対の人がやろうとすることが多い。住民投票の法制化には断固として反対する。これだけは容認できない。

合総会においては、「人権教育のための国連一〇年」を宣言する決議とその行動計画が採択された。また、わが国においても、関係行政機関において人権教育推進のための各種施策が講じられている。

しかしながら、わが国においては、依然として同和問題など社会的身分や門地による不当な差別、人種・信条、または性別による差別、その他の人権侵害が今なお存在し、人権尊重についての認識が十分に定着したとは言えないのが現状である。特に、昨今では、急速な普及を見せるインターネットを利用した差別事象が発生するなど、人権問題は多様化しつつある。

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を求めることは、国民一人一

人の人間の尊厳に関する意識の問題ではあるが、この意識を醸成し、高揚させていくためには、法的措置が必要であることは言うまでもない。よつて、国におかれては、「人権教育・啓発推進のための法律案」を次の第一五〇回臨時国会に提出し、早急に制定されるよう強く要望する。

平成十二年十月

全国町村会長 山本文男

## 活 動

〔東海地方集中豪雨・鳥取県西部地震〕

## 災害復興で緊急要望

全国町村会

全国町村会は、十一月十四日開催の常任理事会で、去る九月十一・二日の東海地方への集中豪雨及び十月六日の鳥取県西部地震について、「愛知県を中心とした東海地方への集中豪雨による災害復旧に関する緊急要望」と、「鳥取西部地震に関する緊急要望」を決定し、同日、塚田武士・愛知県町村会長(旭町長)、下池忠正・鳥取県町村会長(中山町長)、岩田一郎・鳥根県町村会長(仁多町長)が古川内閣官房副長官、自民党地震対策特別委員会の佐藤静雄副委員長、自治省の二橋事務次官、同嶋津財政局長、国土庁の吉井防災局長等に要望活動を行った。



古川内閣官房副長官(中央)と左側・岩田(鳥根)、右側・塚田(愛知)、下池(鳥取)各県町村会長

## 愛知県を中心とした東海地方への集中豪雨による災害復旧に関する緊急要望

去る、九月十一日から十二日にかけて、東海地方は名古屋市及びその周辺地域を中心とした記録的な集中豪雨に見舞われ、河川の氾濫、住宅の浸水、がけ崩れ等により、尊い人命を奪うとともに、道路の損壊、家屋、農林水産業等に大きな被害をもたらし、住民生活に重大な被害を及ぼしている。

被災町村においては、復旧作業に全力で取り組んでいるところであるが、復旧には多大の費用を要し、被災町村の財政を圧迫している。

よって、国におかれては、下記事項について万全の措置を講じられた

記

- 一、被災地域を激甚災害として早期に指定すること。
- 二、被災者生活再建支援法の適用拡大をはかること。
- 三、災害復旧にかかる地方負担の増高に対する、必要な財政措置を講じること。

平成十二年十一月十四日

全国町村会長

山本文男

## 鳥取県西部地震に関する緊急要望

去る十月六日に鳥取県及び鳥根県地方に発生した鳥取県西部地震について、家屋、道路、文教施設等に多大な被害を受け地方住民の生活や経済活動等に大きな影響を生じている。

被災町村は、県等の支援を得ながら、なお断続的に続く余震の中で懸命な復興作業を続けているところである。

しかしながら、この度の被災地の多くは中山間地域にあり、これらの地域は、有数の高齢化率の高い地域であるうえに、その財政基盤も脆弱である。よって、地域の存立基盤を確保するためにも一層の支援が必要となってきた。

ついては、国においても、下記事項の災害対策について、特段の措置

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国27か所)

## 活 動



佐藤自民党地震対策特別委員会副委員長(中央)と左側・岩田(島根) 右側・塚田(愛知) 下池(鳥取)各県町村会長

を講じられたい。

記

### 一、激甚災害の指定について

今回の「鳥取県西部地震」を災害対策基本法の指定する激甚災害に指定するとともに、災害救助法及び激甚災害の適用とならない町村にも、実質的に同等の支援があるよう、現行制度の一層の拡大を図ること。

### 二、地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政措置について

災害復旧事業、災害救助活動等の実施には莫大な費用が見込まれ、被

災町村の財政が著しく圧迫されるので、町村に対する財政支援として、次の事項について、その実現を図ること。

(一) 災害救援、災害復旧等の特別な財政需要の特別交付税の算定において、十分な措置を行うこと。

(二) 災害復旧事業の財源となる地方債の要望額を確保すること。また交付税措置の充実並びに早期許可を行うこと。

(三) 被災した住民の住宅に対して行う町村の補助に対する特別交付税などの財政措置を行うこと。

### 三、生活支援対策について

火災町村が活力を失うことなく強い復興を可能とするため町村に対する財政支援として、次の事項について、その実現を図ること。

(一) 生活福祉資金及び災害援護資金等の融資条件の緩和措置等を講ずること。

(二) 被災者生活再建支援法の適用条件を緩和し、全ての被災町村に支援金を支給すること。

平成十二年十一月十四日

全国町村会長

山本文男

 audio-technica

会議室の音響トラブルを解決して、より有意義で快適な会議進行を実現。

●会議音響システムに求められるのは、会議をスムーズに運営するために必要なクオリティと機能。簡単にいえば会議の参加者に自然な状態に近い音質・音量で聞こえ、操作も簡単なことです。オーディオテクニカは「ユニポイントシリーズ・マイクロフォン」を軸に、少人数での会議から、世界の国単位で行う国際会議に至るまで、あらゆる会議形態に最適な製品とシステムで対応いたします。



株式会社 オーディオ テクニカ

特販部プロオーディオ課

[東京] 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-1-5 昌平橋ビル3F

Tel.03(3255)6950 Fax.03(3255)6999

[大阪] 〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-19-13 大阪商銀新大阪ビル8F

Tel.06(6399)2877 Fax.06(6395)5475

[福岡] 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-12-1 アパダント95ビル3F

Tel.092(412)6950 Fax.092(461)2360

[仙台] 〒984-0015 仙台市若林区卸町1-1-6 ハサセンビル1F

Tel.022(782)2677 Fax.022(238)2612

お問い合わせはATコール 03-3255-6950

www.audio-technica.co.jp/proaudio

## 解 説

## 平成13年度予算概算要求重点施策

## 環 境 庁

## 循環社会形成へ対策を強化

= 4割増の3,616億円を要求 =

来年一月に発足する環境省の二〇〇一年度予算概算要求額は三、六一五億六、一〇〇万円で、厚生省の廃棄物行政などを含めた省昇格に伴う枠組みで前年度と比較すると三九・五%の伸びとなった。(うち日本新生特別枠四四七億一〇〇万円、生活関連重点化枠七一八億七、二〇〇万円)要求額が四割近く増加したのは、首都圏の廃棄物勝利センターの建設など廃棄物処理施設整備費を前年度比五一・八%増の二三八七億九、七〇〇万円と急増したため。重点施策としては、廃棄物処理施設整備や、毒性の強い化学物質ポリ塩化ビフェニール(PCB)の処理対策、廃棄物の不法投棄監視システムの開発など循環社会形成推進策のほか、①ディーゼル車を中心とする自動車排ガス対策②環境税など経済的手法の導入研究などを打ち出した。

## PCB処理基金を創設

循環社会形成推進策では、官民拠出の基金を創設してPCBの処理を進める。PCBを使った使用済みトランス(変圧器)などが全国の中小企業に大量に保管されているため、同基金から処理費用の一部を補助し、中小企業の負担を軽減して処理を促進する。基金への国の出資分として二〇億円を計上する一方、企業からの収支を促すため、所得税と法人税の損金算入を認めるなど特例措置の創設も〇一年度税制改正で要望した。

不法投棄関連システムの開発は、

人工衛星からの高解像度写真などを活用して、廃棄物が投棄されている可能性がある場所を探り当てる仕組みを構築。また、自治体に対して実施するアンケート調査の結果を踏まえ、過去の不法投棄事件や実例なども参考に、不法投棄されやすい地理的条件などを割り出す。さらに、これから情報を自治体に素早く提供して、不法投棄の監視、早期発見、未然防止を効果的に進める。

一方、廃棄物減量化やリサイクル促進などに関する政府全体の政策指針となる循環社会形成推進基本計画の策定に向けて、日本が目指すべき循環社会の具体像や必要な施策などの検討にも着手する。同計画は、五月に成立した循環社会形成推進基本法に基づいて、〇三年度までに策定することが義務付けられている。

検討に当たっては、学識経験者らで構成する研究会を設置。廃棄物の発生・再生量・移動状況など基礎データを収集した上で、目指すべき循環社会の姿を明示するほか、それを実現した場合の経済への影響予測、阻害要因の解明、解決方法などを探る。また、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用、適正処分を進めるための具体策を検討する。

このほか、リサイクルの輪を広げるため、再生品に関する規格や規制の情報や再生品の売り込み先などをインターネットで提供する事業、循環社会形成に向けた民間団体の活動支援事業などに乗り出す。

## 公営バスにDPF装置を補助

自動車排ガス対策を見ると、同対策全体の要求額は九四・三%増の一億二、一〇〇万円とほぼ倍増した。

個別施策では、自治体に対し、ディーゼル車などから排出される粒子状物質(PM)の除去装置(DPF)を公営バスに装着するための補助制度(補助率二分の一)を創設する。一台当たりの装着費用を二〇〇万円と見込み、補助額は半額の一〇〇万円、計二〇〇台分の二億円を要求した。

対象は、首都圏と近畿圏の六都府県に設定されている自動車NOx法特定地域と、札幌、仙台、京都市など全国の大都市を中心とした公害防止計画地域。全国公営バス約一〇、〇〇〇台のうち約四、〇〇〇台が、これらの地域にある。同庁は、排ガス汚染の深刻なNOx法特定地域を中心に補助する考えだ。

民間のバス・トラックのDPF装着については国土交通省(運輸省)が、事業者への装着促進事業を実施する自治体に対し、補助する制度補助率四分の一)を新設する。

また、自動車排ガスの削減を目指し、大気汚染が深刻な都市などで自動車交通量を減らすため、通勤のマイカー相乗りや時差出勤など各種施策を展開する「交通需要マネジメント(TDM)」の社会実験を開始する。〇一年度は、東京都、大阪府、兵庫県などを中心に四力所ほどモデル地

政 策

域を選定し、〇二年度の本格実施に向けた実験内容の立案、調整を行う。

TDMは、自動車に頼りがちな都市交通の在り方を見直すため、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関と自転車などの利用を進め、交通量を調整する政策。具体的な施策としては①郊外でマイカーからバスなどの公共交通機関に乗り換えるパーク・アンド・ライドの実現②時差出勤の導入③マイカー利用者同士が同乗する相乗りの推進などが上げられる。

TDMの社会実験は、渋滞緩和対策などを狙って国土交通省でも実施する。

このほか、一定台数以上の自動車を使用する事業者に対し、低公害車の導入など排ガス削減計画の策定を求める施策を推進。策定のためのガイドラインづくりにも乗り出す。

経済的手法の導入を促進

環境税など経済的手法の導入研究は①国、地方の環境施策全体から見た経済的措置の在り方に関する調査②循環型社会形成のための経済的負担措置の導入検討調査③炭素税導入の対策効果や経済活動への影響などの検討調査の三本を要求した。

環境施策全体から見た経済的措置の在り方調査は、日本で中央省庁と自治体がどう役割分担して経済的手法を進めるべきかを割り出すのが目的。炭素税の導入の動きが広がっている欧州諸国と、産業廃棄物立税など地方独自の環境税創設が活発化

している日本の自治体を対象に実態調査に乗り出す。

欧州では、二酸化炭素(CO2)の排出量に応じて燃料に課税する炭素税の導入が、九〇年代初めに北欧から始まり各国に広がりがつつある。また、環境負荷の大小によって税率に格差を付けて環境保全を促す「税のグリーン化」も普及している。このため、欧州各国の中央・地方両政府が実施している経済的手法を調査。その手法が環境対策の中でどう位置付けられているかを研究する。

日本の自治体に対する調査は、都道府県や市町村がどんな地方環境税を検討しているのかを把握し、税創設の目的と効果、影響などをアンケートとヒアリングで調べる。地方分権の推進を受け、地方環境税の動きが神奈川県や三重県など各地で広がっているが、自治体独自に税が導入された場合、周辺地域や国全体に及ぼす影響は十分研究されていないのが実情だ。こみの他地域流出など、逆に悪影響をもたらすケースも考えられる。

このため、これら調査結果を基に、自治体独自で実施して効果のある税と、効果のない税などに分類。欧州諸国の実例も参考にして、省庁と自治体で整合性のとれるような経済的手法の活用策などを研究する。

さらに環境保全を阻害している既存の税制はないか、環境配慮を積極的に組み込める既存の税制はないか、環境保全を目的とした新税を活用できないかーなどを探り、環境関

連税制に関する総合戦略の策定も目指す。

次に、環境型社会形成のための経済的負担措置の導入検討調査は、デポジット(預託金払い戻し)制度やごみ処理手数料の徴収など、廃棄物・リサイクル対策を進めるための経済的手法に絞り、その導入策を検討する。

欧米諸国や自治体の実態を調べ、規制措置や企業の自主的取り組みなどと経済的手法をどう組み合わせると効果的かを探る。また、使用後に廃棄物になった製品でも生産者が最終処理責任を負う「拡大生産責任」の適用対象品目のリストアップも行う。〇三年度に策定予定の循環型社会形成推進基本計画に反映させる。

炭素税導入調査は、地球温暖化対策の一環として、同税を導入した場合の温室効果ガス削減の効果や経済への影響を探る。

地球温暖化防止対策としてはこのほか、温室効果ガスの排出量や吸収量の測定体制の整備、京都議定書で定められた温室効果ガスの削減目標(九〇年比六%)を達成するための国内法制度検討調査などを盛り込んだ。

このほかの施策では、国民対話型の環境情報システムの開発、ダイオキシン・環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)対策の充実強化、健全な水循環回復推進事業ーなどに取り組む。

時事通信社 神谷秀之

十一月の俳句カレンダー

遠山に日の当たりたる枯野かな 高浜 虚子

季語は「枯野」で冬。都会を離れると日本のどこにでもあのような風景だが、言葉の遠近法が大きな奥行きのある風景を十七音に詰め込んで、さらに広がりを見せている。日本人が心に描く、生まれ育った故郷の、あるいは憧れの山河の原風景のような気がする。枯野は寂しい情景だが、冬の日に照らされてうっすらと明るく見える遠い山並みが、枯野の翳りを払って温もりさえ感じさせる。実景描写というよりも作者が「枯野」に触発された心象風景ではないだろうが。この句を詠んだ時、虚子は二十七歳、生涯の代表作である。

鼻淋し人の如く瞑る時

原 石鼎

「鼻」は四季を通して日本中の森や林に生息しているが、その「ゴロスケホーホー」という鳴き声の凄みを持った淋しさが冬に相応しいのか冬の季語になっている。

同じフクロウ科の木寇には角のような形をした耳羽があるが鼻には無く、頬かぶりをしたようなおどけた顔に愛嬌がある。枝にとまった姿も直立して目が前を向き、いかにも人の如くである。しかし、夜行性で眼光鋭く鼠や小鳥を捕食するための鋭い嘴と爪を持っている。

作者は、人間のように瞑目する猛禽の姿に、人そのものを重ねて見れば哀れさを感じたのだらうと思う。

活 動

平成11年度 町村職員生活協火災・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成11年度事業概要および決算については、本年七月二十八日に開催された総代会の議決を得たので、定款第六条の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モータリゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然的自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っている。

平成十一年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、ここ数年来減少傾向にあり、前年度比五、九八九人（二・七％）の減少となった。

火災共済事業は、契約件数で前年度より三、一〇一件（二・四％）の減となり、共済掛金も、前年度比一、三四七万九千九百〇七（一・四％）の減となった。風水雪害特約共済は、契約件数で前年度より四二二件（一・四％）の減となったが、共済掛金は、前年度比一、六六万九千九百〇五（一・五％）の増となった。自動車共済事業では、契約台数は前年度比五、八四五台（二・五％）の減となり、共済掛金も一億七、六五四万九千九百二八（一・八％）の減となった。

一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比三〇六件（六・八％）の増となった。自動車共済事業では、支払件数で前年度比三、九九九件（三・七％）の増となったが、共済金においては、二億七、〇一三万九千九百七十六（一・七％）の減となった。

本年度における事業剰余金をもってする事業利用分量割戻金の配分率は、火災共済が三三・一％、自動車共済が六六・九％となっている。

表1 組合加入状況

Table with 4 columns: 区分, 人員, 口数, 出資金. Rows for 平成11年度, 平成10年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表2 火災共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 共済契約件数, 契約口数, 共済掛金. Rows for 平成11年度, 平成10年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表3 風水雪害特別共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 特約付加件数, 契約口数, 特約共済掛金. Rows for 平成11年度, 平成10年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

Table with 3 columns: 区分, 契約台数, 共済掛金. Rows for 平成11年度, 平成10年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表5 火災共済金支払状況

Table with 11 columns: 区分, 火災共済金件数, 火災共済金額, 臨時費用共済金件数, 臨時費用共済金額, 残存物取片づけ費用共済金件数, 残存物取片づけ費用共済金額, 失火見舞費用共済金件数, 失火見舞費用共済金額, 合計, 損害率.

(注) 印は減を示す。

- (1) 組合加入の状況
(2) 自動車共済事業
① 火災共済
② 風水雪害特別共済

活 動

表 6 風水雪害特約共済金支払状況

| 区 分    | 特 約 共 済 金 |              | 臨 時 費 用 共 済 金 |             | 残 存 物 取 片 づ け 費 用 共 済 金 |           | 合 計          | 損 害 率 |
|--------|-----------|--------------|---------------|-------------|-------------------------|-----------|--------------|-------|
|        | 件 数       | 金 額          | 件 数           | 金 額         | 件 数                     | 金 額       |              |       |
| 平成11年度 | 219件      | 160,839,645円 | 219件          | 24,125,895円 | 9件                      | 658,617円  | 185,624,157円 | 55.9% |
| 平成10年度 | 82        | 71,391,253   | 82            | 10,672,327  | 13                      | 1,518,877 | 83,582,457   | 25.3  |
| 比較増減   | 137       | 89,448,392   | 137           | 13,453,568  | 4                       | 860,260   | 102,041,700  | 30.6  |
| 増減率    | 167.1%    | 125.3%       | 167.1%        | 126.1%      | 30.8%                   | 56.6%     | 122.1%       |       |

(注) 印は減を示す。

表 7 自動車共済金支払状況

| 区 分    | 対 物 賠 償 共 済 |                | 対 人 賠 償 共 済 |                | 合 計     |                | 損 害 率 |
|--------|-------------|----------------|-------------|----------------|---------|----------------|-------|
|        | 件 数         | 共 済 金          | 件 数         | 共 済 金          | 件 数     | 共 済 金          |       |
| 平成11年度 | 10,179件     | 2,012,233,316円 | 930件        | 1,289,504,522円 | 11,109件 | 3,301,737,838円 | 54.8% |
| 平成10年度 | 9,784       | 1,992,390,903  | 926         | 1,579,483,940  | 10,710  | 3,571,874,843  | 57.6  |
| 比較増減   | 395         | 19,842,413     | 4           | 289,979,418    | 399     | 270,137,005    | 2.8   |
| 増減率    | 4.0%        | 1.0%           | 0.4%        | 18.4%          | 3.7%    | 7.6%           |       |

(注) 印は減を示す。

表 8 自動車共済臨時費用支払状況

| 区 分    | 傷 害   |            | 死 亡   |            | 合 計   |            |
|--------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|
|        | 件 数   | 金 額        | 件 数   | 金 額        | 件 数   | 金 額        |
| 平成11年度 | 120件  | 3,600,000円 | 17件   | 1,700,000円 | 137件  | 5,300,000円 |
| 平成10年度 | 152   | 4,560,000  | 24    | 2,400,000  | 176   | 6,960,000  |
| 比較増減   | 32    | 960,000    | 7     | 700,000    | 39    | 1,660,000  |
| 増減率    | 21.1% | 21.1%      | 29.2% | 29.2%      | 22.2% | 23.9%      |

(注) 印は減を示す。

表 9 平成11年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

| 損 失 の 部                 |                | 利 益 の 部             |                |
|-------------------------|----------------|---------------------|----------------|
| 科 目                     | 金 額            | 科 目                 | 金 額            |
| 1 支 払 共 済 金             | 4,137,108,478円 | 1 共 済 掛 金           | 8,147,657,860円 |
| 2 見 舞 金 等               | 5,300,000      | 2 共 済 契 約 準 備 金 戻 入 | 6,762,467,000  |
| 3 管 理 費 及 び 諸 経 費       | 2,401,216,273  | 3 資 産 運 用 収 益       | 168,427,681    |
| 4 共 済 契 約 準 備 金 繰 入     | 7,102,018,000  | 4 雑 収 入             | 2,727,110      |
| 小 計                     | 13,645,642,751 |                     |                |
| 経 常 剰 余 金               | 1,435,636,900  |                     |                |
| 合 計                     | 15,081,279,651 | 合 計                 | 15,081,279,651 |
| 1 税 引 前 当 期 剰 余 金       | 1,435,636,900  |                     |                |
| 2 法 人 税 等               | 180,083,166    |                     |                |
| 3 当 期 剰 余 金 ( 計 )       | 1,255,553,734  |                     |                |
| 4 前 期 繰 越 剰 余 金         | 84,842,321     |                     |                |
| 5 当 期 未 処 分 剰 余 金 ( 計 ) | 1,340,396,055  |                     |                |

(注) 印は減を示す。

九台と前年度に比し五、八四五台(二・五%)減少した。共済掛金は六〇億一、三三三万九千円となり、前年度より一億七、六五四万九千円(二・八%)減となった。また、一台当りの平均共済掛金額は二六、〇七五円となった。

3、共済事故状況  
 (1) 火災共済事業  
 (2) 火災共済  
 (3) 火災共済

支払件数は、共済金で三〇六件六八・八%(増の七五一件、臨時費用共済金で三〇六件六八・八%)増の七五一件

残存物取片づけ費用共済金で二二件(二・三・一%)減の四〇件、失火見舞費用共済金で三件一五〇・〇%(増の五件)となり、共済金の合計は前年度に比し四、一五八万九千円六八・八%増の六億四、九七四万九千円となり、損害率は、前年度より二・六ポイント高い三六・三%となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、八、四三〇万円の火災共済支払備金を計上し、平成十二年度に繰越すこととなった。

(イ) 見舞金  
 昨年度にひきつづき本年度も地震等による被害がなく見舞金の支払はなかった。

(2) 風水雪害特約共済  
 支払件数は、特約共済金

で一三七件一六七・一%(増の二一九件、臨時費用共済金で一三七件一六七・一%)増の二一九件、残存物取片づけ費用共済金で四件三〇・八%減の九件となり、共済金の合計は前年度に比し一億二〇四万九千円(二・一%)増の一億八、五五六万九千円となり、損害率は、前年度より三〇・六ポイント高い五五・九%となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、五、六三三万九千円の風水雪害特約共済支払備金を計上し、平成十二年度に繰越すこととなった。

(2) 自動車共済事業  
 (イ) 共済金  
 支払件数は、前年度に比し対物賠償では三九五件(四・〇%)増の一〇、一七

九件、対人賠償では四件〇・四%増の九三〇件となった。

また、共済金においては前年度に比し対物賠償で一、九八四万九千円(一・〇%)増の二〇億一、二二三万九千円、対人賠償においては二億八、九九七万九千円(一・八・四%)減の二億八、九五〇万九千円となり、共済金の合計は、前年度に比し二億七、〇一三万九千円(七・六%)減の三三億一、七三三万九千円となった。損害率は、全体で前年度より二・八ポイント低い五四・八%となった。

なお、本年度は、既発生事故のうち、共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一六億二、四七一万九千円の自動車共済支払備金を計上し、平成十二年度へ繰越すこととなった。

(イ) 臨時費用

支払件数は前年度に比し傷害で三二件(二・一%)減の一、二〇件、死亡は七件(二・九%)減の一七件となった。また臨時費用の金額は傷害で九六万九千九百一十一円(減の三六〇万九千九百一十一円)減の一七〇万九千九百一十一円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し一六六万九千九百一十一円(減の五三〇万九千九百一十一円)減の五三〇万九千九百一十一円となった。

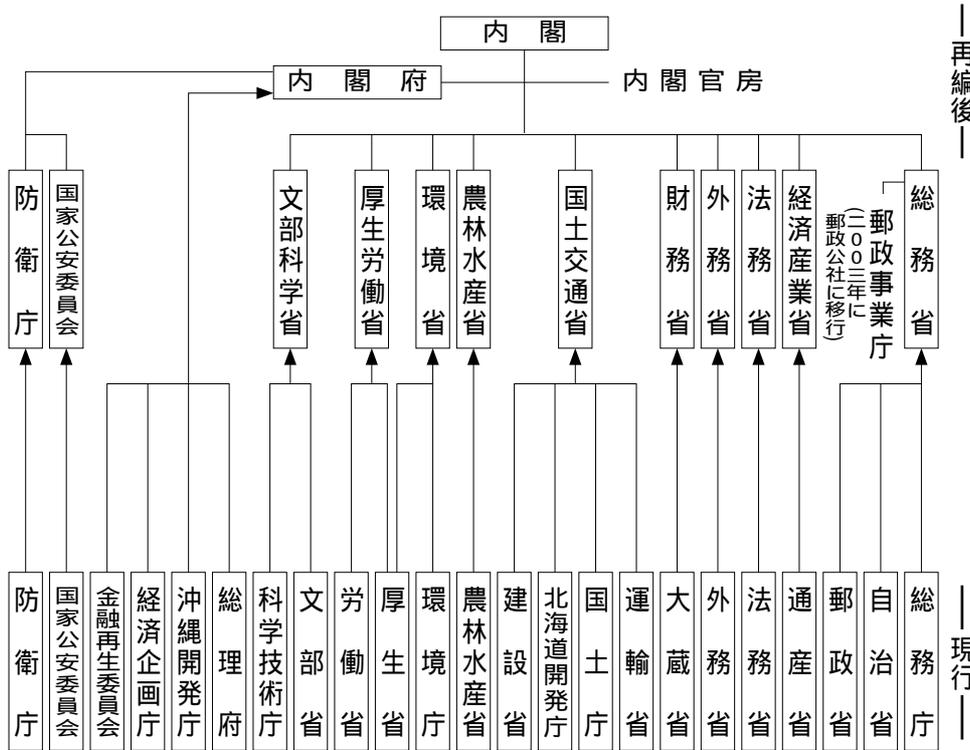
次週の「町村週報」は休刊させていただきます。次号は十二月四日発行です。

# 中央省庁の再編

平成十三年一月から一府十二省庁に

平成十三年一月六日から中央省庁が現行の一府三省庁から一府十二省庁体制に移行します。現行体制から新体制への移行は左図の通り行われ、新省庁の代表連絡先は下記一覧表の通りです。

## 中央省庁再編の姿



## 新省庁代表連絡先

| 省 庁 名   | 住 所  | 電 話 番 号          |
|---------|--|------------------|
| 内閣府     | 〒100 - 8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1 (現総理府庁舎)        | 03 - 5253 - 2111 |
| 国家公安委員会 | 〒100 - 8974 東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 2 (中央合同庁舎新 2 号館)  | 03 - 3581 - 0141 |
| 防衛庁     | 〒162 - 8801 東京都新宿区市ヶ谷本村町 5 - 1                   | 03 - 3268 - 3111 |
| 総務省     | 〒100 - 8926 東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 2 (中央合同庁舎新 2 号館)  | 03 - 5253 - 5111 |
| 法務省     | 〒100 - 8977 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 1 - 1 (中央合同庁舎 6 号館)   | 03 - 3580 - 4111 |
| 外務省     | 〒100 - 8919 東京都千代田区霞ヶ関 2 - 2 - 1 (現外務省庁舎)        | 03 - 3580 - 3311 |
| 財務省     | 〒100 - 8940 東京都千代田区霞ヶ関 3 - 1 - 1 (現大蔵省庁舎)        | 03 - 3581 - 4111 |
| 文部科学省   | 〒100 - 8959 東京都千代田区霞ヶ関 3 - 2 - 2 (現文部省庁舎)        | 03 - 3581 - 4211 |
| 厚生労働省   | 〒100 - 8916 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 2 - 2 (中央合同庁舎 5 号館本館) | 03 - 5253 - 1111 |
| 農林水産省   | 〒100 - 8950 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 2 - 1 (中央合同庁舎 1 号館)   | 03 - 3502 - 8111 |
| 経済産業省   | 〒100 - 8901 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 3 - 1 (現通商産業省庁舎)      | 03 - 3501 - 1511 |
| 国土交通省   | 〒100 - 8918 東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 3 (中央合同庁舎 3 号館)   | 03 - 5253 - 8111 |
| 環境省     | 〒100 - 8975 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 2 - 2 (中央合同庁舎 5 号館本館) | 03 - 3581 - 3351 |

政 策

中央省庁等改革に関する広報のお願い

来年一月六日に新府省が発足します。その際に国民生活に混乱を来すことのないよう、当事務局では、各種広報を実施しているところであり、さらに効果的に周知を図るためにも、各町村の住民向け広報紙等に省庁改革に関する内容を掲載していただければと考えております。

中央省庁等改革について

(改革の内容)

今回の改革は、国民生活にとって重要な課題や内外の諸情勢に的確に対応できるよう、次のような事項をあわせて実施するもので、二十一世紀の我が国にふさわしい行政システムを構築するための歴史的な改革です。

①中央省庁の大括り再編成

○省庁を一府二省庁から一府二省庁に大きくくり再編成する。

○内閣府の新設、政策調整制度の導入により、いわゆる「縦割り行政」の弊害を排除する。

②政治主導の行政運営の確立

○内閣総理大臣の補佐機能を充実する。

・内閣官房の機能を充実

・内閣府を新設

・特命担当大臣を新設

・経済財政や総合科学技術、防災、男女共同参画について、政府内

外の人材の英知を結集した重要政策に関する会議を設置

○各府省の大臣の下に副大臣や大臣政務官を設置し、各府省における政治主導の政策決定を行いやすくする。

③行政のスリム化・効率化

○国が行っている事務・事業の廃止  
・民営化、民間委託の推進、独立行政法人化、規制緩和、地方分権、補助金等の見直しなど国の仕事の減量を徹底する。

○大胆な人員や組織のスリム化に取り組む。

・国家公務員数を削減(十年間で二五%削減)

・省庁数を削減(一府二省庁から一府二省庁に)

・あわせて官房・局の数を二八から九六に(二五%減)、課・室の数も約二〇〇〇から一〇〇〇に(約二〇%減)削減

・審議会の数を削減(特に、基本政策を審議する審議会は一七六から二九と約六分の一に)

④独立行政法人制度の創設

(平成十三年四月から)

○国の美術館や博物館、研究所等を独立行政法人にし、各々の独立性を高めるとともに、業務運営についての情報を公表する。

・各独立行政法人の業務が、国民に分かりやすくなり、行政サ-

ビスの向上や業務運営の効率化が図られるようになる。

⑤行政の透明化

○政策評価システムを導入し、「行政サービスユーザー」としての国民の視野に立つた成果重視の行政を実現する。

○情報公開制度を創設(平成十三年四月施行)し、国の施策の透明化と国民への説明責任を果たす。

(広報イメージ)

ご参考までに、掲載内容のイメージ案は左図のとおりです。

なお、この他、省庁改革については、官邸ホームページ

(http://www.kantei.go.jp/jp/cyuo-shocho/)に掲載してありますので、ご覧ください。

また、社団法人日本広報協会発行「広報通信」十二月号(十一月一日発売、転載自由の月刊誌)にも、中央省庁等改革関連の記事が掲載されていますので、適宜ご利用ください。(問い合わせ先)内閣・中央省庁等改革推進本部事務局

TEL 〇三三三三三九一八九二〇  
FAX 〇三三三三三〇三三〇六三三

<お知らせ>  
中央省庁が変わります

平成13年1月6日から  
政府が1府12省庁体制に

- ・現行の1府22省庁を大きくくり再編成します。
- ・内閣府を新設し、いわゆる「縦割り行政」の弊害を排除し、内閣総理大臣の補佐機能を充実させます。
- ・各府省に副大臣や大臣政務官を設置し、政治主導の政策決定を行いやすくします。
- ・総理大臣以外の国務大臣数を現行20人以内から原則14人以内(最大17人以内)
- ・各府省の官房・局数を現行128から96に、課・室を現行約1200から1000に

|         |
|---------|
| 内閣府     |
| 国家公安委員会 |
| 防衛庁     |
| 総務省     |
| 法務省     |
| 外務省     |
| 財務省     |
| 文部科学省   |
| 厚生労働省   |
| 農林水産省   |
| 経済産業省   |
| 国土交通省   |
| 環境省     |

中央省庁改革ホームページ  
http://www.kantei.go.jp/jp/cyuo-syocho/

# 時間外勤務の縮減について —管理職の皆さんへ—

自治省

政府では、「構造改革のための経済社会計画」(平成七年十二月閣議決定)において、年間総労働時間一、八〇〇時間の達成・定着を図ることとしています。そのためには、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進を図る必要があります。

年末を控え業務多忙となる時期ですが、次のような取り組みを一層進めることにより、時間外勤務の縮減に努めましょう。

## 時間外勤務を縮減しましょう!

長時間に及ぶ時間外勤務は、職員の健康管理上問題があるだけでなく、疲労の蓄積により事務能率も低下します。

絶えず業務内容の見直しを行い、事務の外部委託や機械化の推進等により事務の合理化を進めましょう。

部局間で恒常的に勤務時間の差が生じているような場合は、事務配分や職員配置の見直しを行いましょ。

季節的な業務の繁閑が見られる場合には、応援体制の確立等柔軟な人員配置の工夫を心掛けましょ。

時間外勤務の縮減には管理職員のリーダーシップが大切です。

業務の遂行に当たっては明確で適切な指示を与え、的確な進行管理に努めましょ。

特定の職員に仕事が集まらないよう事務配分や職員配置の調整に努めましょ。

時間外勤務に従事する職員の業務内容、健康の保持・管理に十分な注意を払いましょ。

職員に対して定時退庁するよう「声かけ」をしましょ。

退庁時刻以降の会議開催は自粛しましょ。

週休日の振替の実施や代休日の取得は、計画的かつ確実に行うようしましょ。

## 定時退庁に努めましょ!

週に一度は定時退庁日を設け、定時退庁に努めましょ。

率先して定時退庁するとともに、定時退庁日には時間外勤務を命じないようしましょ。

# 街に公営企業。

# あなたの暮らしを支えています。

公営企業金融公庫は、地方公共団体に対し、低利かつ安定した資金を融通する政府関係金融機関です。

お手伝いします、魅力ある地域づくり  
**公営企業金融公庫**

西尾 まいが

カサレ Now & News

「田園空間博物館」の宮 城 県  
基本計画まとまる 山元町・巨理町

山元、巨理両町は、農水省の田園空間博物館整備事業に基づき、住民などのワークショップの検討を踏まえて、江戸時代からの稲作中心の農業文化をテーマに、「屋根のない博物館」として両町の豊かな自然環境、伝統文化、住民生活を展示物とする「田園空間博物館」の基本計画をまとめた。

ジャガイモ焼酎を 福島県  
内外にPR 保原町

町は、隠れた特産品である焼酎用ジャガイモを利用して焼酎を開発し、北海道清里町の酒造会社に醸造を委託して来年六月までに製品化することを目指しており、来年夏に県内で開催される「うつくしま未来博」に出品し、内外にPRすることを計画している。

「おもしろ百物館散歩」千 葉 県  
事業を実施 天津小湊町

町は、観光振興策の一環として町内の隠れた名所や一芸名人に關するさまざまな情報百点を募集しており、それらを「おもしろ百物館散歩」という地図にまとめて町内外に配布するとともに、地図を掲載した案内板を設置するなどの「おもしろ百物館」事業を実施していく。

戸籍事務のパソコン処理 石川 県  
でスピードアップ 野々市町

事務の軽減と行政サービスの

向上をねらいに、町は戸籍事務のすべてをパソコン処理に切り替え、それに伴い戸籍謄抄本などに証明類の待ち時間が一分以内に短縮されるとともに、新たな戸籍の登録も次の日には完了するようにするなど事務処理のスピードアップが図られた。

幹線道路の看板統一で長 野 県  
イメージアップ 木曾広域連合

木曾郡内十一町村で構成される木曾広域連合は、緑豊かな景観を保護し、同域内のイメージアップを図るため、国道19号など地域内の幹線道路に乱立する看板を、統一した様式の公共サインに置き換える取り組みを進めており、六スキー場等と覚書を交わし、百十本余りの看板を撤去していく。

「唐辛ソース」製造・販売 岐阜 県  
の第三セクターを設立 高根村

村は、近隣の高山市内の食品会社等と共同で、唐辛子を原料にしたソースの製造・販売などを手掛ける第三セクター「飛騨唐辛工房」を設立、食品会社が開発し、県の特産品コンテストで最優秀大賞を受賞した「唐辛ソース」を製造・販売していく。

二人以上の子ども 兵庫 県  
の保育料を援助 緑 町

町は、二人以上の子育てに対する負担を減らし、仕事などの社会的活動をしながら安心して子育てができる環境を整えることを目的に、同町に住民票がある町内の各世帯が二人以上の子供を保育園に預ける場合、一番

下の子供を除き保育料を無料にしている。

家庭用電動式生ごみ 山口 県  
処理機購入に補助 周東町

町民挙げてごみ減量化に取り組むため、町は家庭用電動式生ごみ処理機を購入した家庭に対し上限一万円を補助するとともに、子供会など資源回収を行っている団体への回収奨励金を一キロ当たり五円から十円に引き上げりサイクルを進めている。

「第四回どぶろく 香川 県  
サミット」開催 豊中町

町は、同じ文化を持つ自治体の連携を深めて地域振興に生かすため、国の許可を得てどぶろくを製造している同町と大分県太田村、岐阜県白川村、島根県平田市の四市町村が持ち回りで開催している「第四回どぶろくサミット」を実施し、酒文化についての講演やパネルディスカッションを行った。

子どもたちの稲作 愛媛 県  
体験用の水田を設置 中島町

かんきつ類への転作などで二十年以上前から稲作が行われておらず、水田が一つもなかった町は、田んぼを見たことがない子どもたちに稲作を体験してもらおうと、水辺空間づくりの一環として町総合文化センターの一角に約四百平方メートルの棚田をつくり活用している。

「子育てサポート 福岡 県  
センター」開設 志免町

子育て支援策に取り組んでいる町は、仕事などで一時的に生

後三か月から小学六年生までの子どもを預けたい保護者と、自宅で預かることができる人を会員として事前に登録し、両会員を仲介する「子育てサポートセンター」を開設した。

「ホテル保護条例」制定 長崎 県  
宇久町

町は、自然環境保護の一環としてホテルを、自然環境の貴重な財産と位置付け、学術研究等で町長が許可した場合などを除いて捕獲することを禁止した「ホテル保護条例」を制定し、住民と一体となってホテルの保護に取り組んでいる。

タクシートの営業権 宮崎 県  
取得し民間業者に委託 北郷村

村内を走るバス路線が廃止するなど公共交通機関の整備が課題になっていた村は、唯一の公共交通機関のタクシーを守るうと、開店休業状態が続いていた村内のタクシー会社から営業権を取得し、民間業者に委託して営業を継続している

毎月一回町長室を 鹿児島 県  
開放し意見交換 蒲生町

町民が町長と身近に接触する機会を増やし、町民の意見をきめ細かく把握して町政に生かすことを目的に、町は毎月第一木曜日の午後三時から八時まで町長室を開放し、小学生以上なら予約をすれば個人、グループを問わず入ることができ、自由に意見交換できるようにした。

カサレ Now & News

## 随 想

## 結 (ゆい)



茨城県 飯田 稔  
 茨城県 飯田 稔  
 茨城県 飯田 稔

「結(ゆい)」とは、農村社会に古くからみられる慣行で、農家相互間の交換契約に基づいて、互助的に行う協同労働である。

例えば、田植えのような短期間に集中的に労働力を必要とし家族労働だけで足りない場合に、複数の農家が労働力を出し合い、それぞれの家の田植えを順番に行っていくというものである。この場合、片務的・無約的な労働提供を内容とする、いわゆる「手伝い」とは区別されるものである。

「結」の語源は、「結う」、「結ぶ」、つまり、結合或いは共同を意味する言葉からきているといわれ、かつては全国的にみられ、呼び名も、「ゆいこ」、「ゆえ」、「いい」、「よい(本村での呼称)」などの転呼があり、その形態もかなり多岐にわたっていたよつである。

本村でも、田植え、脱穀調整、

葉たはこの収穫及び乾燥調整などの農作業の他、萱葺き屋根の葺き替え作業などでも、「結」が用いられていたところであり、共同労働を行う間柄としても、本家と分家、親戚関係、気心の合つ者同士さらには、集落のほとんどの家が「結」に参加する場合等、様々な形態があつた。

本村の「結」では、協同労働を実施する農作業等を年間を通じて取り決めておく場合が一般的であつたよつであるが、気象条件や家庭事情などの変化に応じて、それこそ、いつ誰とでも契約が成立してしまふ順応性に富んだ一面も有していた。

この際、協同労働の契約は、書面をもつて行うことはせず、口約束の場合がほとんどで、このことから、かつての農村社会における人間関係がいかに厚かつたかが

うかがえるところであり、「結」はそうした人間相互間の信頼のうえに成り立っていたものであることが解る。

また、本村の「結」では、労働の等価ということはたいして問題ではなく、出勤個人の労力の強弱・大小にかかわらず、一日の出勤に一日の労力を返す形を取り、金銭や物品で相殺することは許さないのが通例であつた。

一見すると、利便性や合理性に欠ける契約といえるが、相互間の労働力の提供、すなわち、共に汗を流すことこそが、「結」の基本原則であり、人々の思想の根底に、金や物以上に人の労力と責任感を重んじる精神が存在したからこそ、この慣行が発達し、長年にわたつて継承されてきた結果になつたものと思つのである。

「結」にみられる先人の思想は、正しく人間主義・連帯主義を貫こうとするものであり、生き生きとして暖かみのあつた、かつての農村社会の基礎石ともなつていたに違いない。逆に、少子高齢の現代にあつて、人々の助け合いに支えられた暖かい地域づくりを考え、福祉の進展に取り組もうとするとき、一番重要なことは、正に「結」にみられる人間主義と連帯主義の思想を回復することにあると思つところである。

こうした「結」も、貨幣経済が

浸透し、雇用労働により家族労働力を補充する傾向が一般化し、他方では、技術の進展に伴つて、農作業の体系も変わつてきて、本村においても、しだいに消滅しつつある。

いつの時代もそうであつたように、その緩急は別として、社会は絶えず変貌し、人々はそれに順応して生きていかなければならなかつたことから、致し方がないものと納得すべきこともかもしれない。

しかしながら、すべての過去を無視し、忘れ去ることが良いのかといへば、これは過ちである。いかなる社会であつても、過去から現在への過程の中で、それなりの歴史があつて、その歴史のうえにこそ現実があり、そして、未来の構築のためには、その歴史とこれをつつた土台ともいえる先人の思想を教訓としなければならぬからである(持論であるが)。

「結」が何百年続いてきたかは知らないが、時が移り社会が変貌するにつれ、不合理な慣行として、捨て去られようとしているのは事実である。この慣行の継承を人村民に求めるつもりはないが、その背景に流れてきた先人たちの貴い思想については、少なくともこれを忘れることなく謙虚に認め、明日の地域づくりのための糧としたいものである。

情 報

# 政策リーダー

# 政策リーダー

## 介護保険の在宅サービス利用状況とまる

### 厚生省

厚生省はこのほど、介護保険の在宅サービス(平成十二年七月分)の利用状況について、定点市町村(各県三市町村)を対象に調査を行った。調査結果によると、支給限度額に対する利用率(有効回答一〇六市町村・八、三三三人)は、平均で四三・二%となつてゐる。要介護度別で見ると、「要支援」は五四・二%、「要介護一」は三七・五%、「同二」は四二・六%、「同三」は四三・七%、「同四」は四三・九%、「同五」は四四・六%となつてゐる。

この結果について厚生省は①支給限度額は現在のサービス水準をかなり上回る水準で設定されている、②サービス利用割合は今後の制度の定着状況やサービス供給量の増加により、将来的に増加していく見込みにある、等の見解を示している。

また、介護保険実施によるサービス量の変化を平成十二年三月と七月と比較(同一〇八市町村・一、二六三人)したところ、合計で「増加した」が八五二人(六七・五%)、「減少した」が二四人(二七・七%)、「ほぼ同じ」が一八七人(一四・八%)となつてゐる。

このうち「減少した」と回答した人にその理由を聴いたところ(複数回答)、「①従来のサービスが真に必要なではなかった」が一五・六%、「②利用者負担が困難」が一四・三%、「③従来のサービスが支給限度額を超えていたため」が一・〇%等となつてゐる。

## 平成十二年度補正予算閣議決定

### 自治省

政府は十一月十日、補正予算を閣議決定し、国会に提出した。

今回の歳出規模は、総額で四兆七、八三二億円となつており、うち、社会資本整備費が二兆五、〇〇〇億円、情報通信技術(ＩＴ)関連特別対策費九六四億円、災害対策費三、七〇七億円、中小企業等金融対策費七、六四〇億円、住宅金融・雇用等対策費一、二〇九億円、地方交付税交付金八、九八五億円等が追加計上されている。

うち、自治省関連は、総額で六一七億円となつており、うち、ＩＴ講習推進事業に五四五億円、電子自治体推進事業に二四億円、消防補助金に四四億円となつてゐる。

また、自治省は今回の補正に伴い、公共事業の追加等に伴う地方負担の増加が生じることに對し、地方交付税を三、六五七億円増額交付することとしており、内訳としては、追加の公共事業等に係る地方負担額が二、三〇〇億円、財源対策債の縮減等に三、四七〇億円、特別交付税二二〇億円が加算される一方で、給与改善等により浮いた人件費二、三三〇億円が差し引かれてゐる。

なお、今年度の国税の自然増収や、国の平成十一年度決算剰余金から配分される交付税の増額補正は総額八、九九〇億円となつており、今年度中に自治体に配分する三、六五七億円を除いた五、三三〇億円は、来年度に繰り越すこととしてゐる。

## 直接支払制度の取組状況

### 農林水産省

農水省は、今年度から導入した中山間地域等直接支払交付金制度の協定締結面積が九月末現在で五十九万二千二百八十八haに達したことを明らかにした。集落協定の締結率は、都道府県が当初見込んだ対象面積約八十万haの七割となつてゐる。

北海道、岩手県、新潟県、和歌山県、鳥取県では、推定対象面積に対し八割、十割で協定が締結される見込みである。

一方、協定締結見込み面積が五割を切る県もあり、取り組み状況に大きな格差が出てゐる。取り組みが遅れている理由として、「耕作放棄で農業生産活動ができない」、「地図が整備されていないため、対象面積や傾斜基準が確定できない」、「農地の維持管理に不安で協定に参加しない高齢者がいる」など問題がある。

このため、農水省は対象農地面積の拡大に向けて①地方農政局の推進チームが県と一体となり、取り組みが低調な市町村を支援する②農業団体が積極的な役割を果たすよう要請する③「制度を利用して農家が損をすることはない」などわかりやすい説明の指導に努める④集落協定等の申請・認定期限を十一月末まで延長する等の措置を講じ、制度の活用を呼びかけてゐる。

また、山口県がホームページで「集落協定の知恵袋」と題して全国の特徴的な取組と優良事例などを紹介し関係者が意見交換するネットワークも拡大してゐる。